

# 総合食料局(旧食糧庁)における情報管理システムの見直し方針について

平成 17 年 1 月 21 日  
行政情報化推進委員会決定

「電子政府構築計画」(平成15年7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。平成16年6月14日一部改定)に基づき、下記のとおり、総合食料局(旧食糧庁)における情報管理システムの見直し方針を定める。

## 記

農林水産省は、平成16年4月に公表した旧式(レガシー)システム(以下「レガシーシステム」という)の刷新可能性調査の結果及び本見直し方針を踏まえ、総合食料局(旧食糧庁)における情報管理システム(以下「情報管理システム」という)について必要な見直しを行い、業務・システムの最適化に取り組むものとする。

### 第1 対象範囲

本見直し方針においては、以下を見直しの対象とする。

- 1 「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(平成6年12月14日法律第113号、以下「食糧法」という)の目的である主要な食糧である米穀及び麦(以下「主要食糧」という)の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資するために行なう

米穀の生産者から消費者までの適性かつ円滑な流通を確保するための措置

政府による主要食糧の買入れ、輸入及び売渡しの措置

を総合的に講ずる、以下の業務・システムをその見直しの対象とする。

- (1) 主要食糧の買入れ、保管(在庫管理)(倉庫数約6,300)、輸送、売渡し及び輸出入(米麦合わせて年間600万トン程度)に伴う業務(以下「食糧業務」という)
  - (2) 食糧法の目的を具体化するための政策(以下「食糧政策」という)の企画・立案に際して必要とする主要食糧の生産・流通・消費・加工等に係る情報の収集及び提供を行う業務(以下「調査業務」という)
  - (3) 主要食糧の売買、保管、輸送等に関連する会計処理業務(以下「経理業務」という)
  - (4) (1)から(3)までの業務を効率的かつ効果的に遂行するために、総合食料局(本省)と地方組織(地方農政局(7拠点)、地方農政事務所(39拠点)及び内閣府沖縄総合事務局農林水産部食糧課(1拠点)並びにこれらの下部組織である地域課(132拠点)をいう。以下「地方組織」という)との間を通信回線で結び、全国規模での電算処理を行っている情報管理システム
- 2 府省共通業務・システムとして最適化が行われる人事・給与、共済、物品調達・物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費に関する業務(以下「内部管理業務」という)

## 第2 最適化の基本理念

### 1 業務・システムの現状と課題

- (1) 米を取りまく環境の変化に対応し、消費者重視、市場重視の視点に立って、需要に即応した米づくりの推進を通じて水田農業経営の安定と発展が図られるよう、従来の米政策を抜本的に見直し、平成22年度までに農業構造の展望と米づくりの本来あるべき姿の実現を目指すため、食糧法の改正を含む「米政策改革」が平成16年4月にスタートした。
- (2) 米政策改革を推進するに当たって、国は、需要の予測等需給に関する情報を適切に提供するとともに、農業者・農業団体等が主体的に行う需給調整が円滑に行われるよう指導・助言を行うこととした。
- (3) これを踏まえ、行政としての対応の在り方については、従来の「規制」及び「計画」中心のものから、「消費者」及び「市場」を重視するものへと転換することとした。

また、生産から消費に亘る関係者との間で主要食糧関係の需給等情報の共有化を図るため、全国にネットワークを有している地方組織を最大限活用した地域に密着した方法により、主要食糧の生産状況、販売業者の売れ筋等の販売状況、消費者の購入等の消費状況、民間流通業者の在庫等の各種情報の収集及びこれに関係する情報の提供を通じて、米政策改革をはじめとする農政改革の推進役としての役割を果たしていく必要がある。

更に、不測の事態が生じて、主食である米穀の安定供給を正確な情報に基づき確保することが極めて重要であり、このため「備蓄制度の運営」を機動的に行うこととしている。

この際、産地品種銘柄別の在庫数量やその品質・保管状況等の情報を充実することにより、事故品が発生した場合に国民への迅速かつ正確な情報提供と販売・運送禁止等の迅速な対応による市場からの隔離など、食の安全・安心の確保が図られるようにすることが必要である。

- (4) このため、地方組織が行った調査業務及び関係者との情報交換で得た主要食糧の産地情勢、流通動向及び消費動向等の各種情報を迅速に把握することにより、米穀の需給の見通し、備蓄運営方針等を内容とする「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の策定に活用するほか、食糧政策の企画・立案に活かしていくことができるよう、以下を行ってきたところである。

食糧業務及び調査業務について米政策改革を推進していく視点に立って、農業者・農業団体等が主体となる生産調整システムへの移行等を内容とする食糧法の改正、必要な調査業務の統合・改廃などの所要の見直し

表計算ソフトウェア等を活用した事務処理効率の向上

物品管理等の事務手続に係る合理的で効率的な処理を可能とする情報管理システムの構築

- (5) しかしながら、現在の情報管理システムについては、  
各業務単位でシステムが独立しているため、各々のシステムごとにデータを入力する必要があり、そのことが各業務のデータの業務間連携を円滑に行うことを難しくしていること

各業務のデータについては地方組織のミニコンピュータで管理され、そこで集計されたデータのみが本省へ報告されているため、本省で二次加工活用ができないこと

全国ネットワークの組織であるにもかかわらず、地方組織間で情報の相互利用ができないこと

等の問題があることから、効率的な業務を推進していくためには、データを一元的に管理することにより、業務間の連携が図られるようにするとともに、現行の情報管理システムで処理されていない手作業及び紙媒体による業務をシステム化して行くこと等が必要となっている。

- (6) なお、現行の情報管理システムについて刷新可能性調査を行った結果、同システムをオープン化（特定業者に依存しないシステムに刷新することを用いる以下同じ。）することにより、効率化及び運用経費の削減を達成することが可能であることが確認されている。

## 2 基本理念

以上の課題に対応するため、効率的な業務の推進を通じて、業務全体の最適化が確保されるよう次の事項を基本理念とし、業務・システムについて最適化を図ることとする。

- (1) 主要食糧の需給及び価格の安定確保に向けた情報の集積及び機動的な提供並びに効率的な業務の推進
- (2) 主要食糧の管理情報の充実による食の安全・安心への対応
- (3) 民間事業者との連携強化による民間事業者の利便性の向上及び不測の事態が生じた際の主要食糧の安定供給確保
- (4) 府省共通システムの利用及び連携による業務の効率化・簡素化と経費削減
- (5) レガシーシステムの刷新による経費削減

## 第3 見直し方針

電子政府構築計画及び第2の最適化の基本理念を踏まえ、以下の観点から業務・システムについて必要な見直しを行うものとする。

- 1 主要食糧の需給及び価格の安定確保に向けた情報の集積及び機動的な提供並びに効率的な業務の推進
  - (1) 現行の地方分散型の業務データ管理方法を見直し（ホストコンピュータ及びミニコンピュータの廃止）、業務全般のデータの一元管理（本省のサーバでのデータの集約）を進めることにより、本省と地方組織との間の情報格差（時間差）を無くすとともに、データの共有化を図り、もって政策判断や意思決定の迅速化を図る。

この際、米政策改革をはじめ食糧政策の企画・立案及びそのプロセスを最適化する観点から、重複・分散して運用されている主要食糧の生産・販売・在庫・消費等に関する各種調査業務のシステムを見直し、効果的に収集・分析できるシステムとすることにより、必要な情報が必要な時に活用できるよう措置を講じる。

(2) このことにより、本省と地方組織、生産地と消費地、生産者と販売業者・消費者等それぞれのニーズに応じたデータ・情報を適切に提供し、関係者の自主性及び創意工夫が最大限に活かされるようにする。

(3) 買入れ、保管、輸送、売渡し及び輸出入等、各業務単位で独立した現行の情報管理システムについて、一貫性のある事務処理を実現する観点から、データの重複入力を排除するとともに、各業務データの標準化と入力されたデータを一元的に管理することにより、業務間連携を図る。

この際、食糧業務全体の最適化の観点から、報告業務及び確認事務についても抜本的な見直しを行なうこととする。併せて、現行の情報管理システムで処理されていない手作業及び紙媒体による業務の電算処理化を推進する。

## 2 主要食糧の管理情報の充実による食の安全・安心への対応

主食として政府が販売する米麦の安全性を確保し、安心できるものを供給していく観点から、情報管理システムにおける主要食糧の産地品種銘柄別の在庫数量やその品質・保管状況等の情報を充実するとともに、仮に事故品が発生した場合には、国民への適切な情報提供と併せて当該品の販売・運送禁止等の迅速な対応による市場からの隔離等、適正流通の確保を図る。

## 3 民間事業者との連携強化による民間事業者の利便性の向上及び不測の事態が生じた際の主要食糧の安定供給確保

(1) 食糧業務に係る民間事業者からの保管・運送等に係る業務報告データ及び主要食糧の政府売買における入札の電算処理化について、民間事業者の負担軽減及び利便性の向上の観点に立って民間事業者の動向も踏まえつつデータ連携の在り方について検討する。この際、不正アクセス及び情報漏洩に対する適切な情報セキュリティを確保する。

(2) また、このことにより平常時から主要食糧に係る流通実態を把握することにより、不測の事態が生じた際に、主要食糧の販売・輸送手段が効果的・効率的に確保され安定供給が確保できる体制の整備を行っていくこととする。

## 4 府省共通システムの利用及び連携による業務の効率化・簡素化と経費削減

(1) 内部管理業務については、関連する府省共通システムの動向を踏まえながら、当該業務のシステム構築における重複投資を排除し経費削減を図る。

(2) 調査業務については、統計調査等業務・システム（府省共通システム）の最適化の動向を踏まえながら当該業務のシステム構築における経費削減等について検討を進める。

(3) 経理業務については、物品調達等業務・システム（府省共通システム）との会計データ連携について検討を進め、システム構築の経費削減と業務データの重複入力を排除する等の措置を講じる。

## 5 レガシーシステムの刷新による経費削減

(1) 情報管理システムのオープン化、総合食料局（本省）一括管理の集約型システムによるシステム統合・業務データ一元管理、専用端末ではなく、LAN パソコンによる電算処理、農林水産省の LAN の利用等により、情報管理システム運用経費の削減を図る。

- (2) ハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化(分離調達)により、将来的な技術選択や運用選択の幅を拡げ、情報管理システム調達経費の削減を図る。

#### 6 その他

- (1) 上記に定めるもののほか、業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)第3版(平成16年11月12日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議事務局)の別添3「業務・システムの最適化に係る共通見直し指針」を踏まえ、必要な情報管理システムの見直しを行う。
- (2) なお、通信回線等情報管理システム運用環境の最適化に向けては、平成18年度に予定されている地方組織再編にも留意して検討を進め、農林水産省として平成17年度策定予定のネットワーク等最適化計画への反映を図る。

### 第4 最適化計画の策定

本見直し方針を踏まえ、行政情報化推進委員会の下、業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」に沿って、農林水産省は、平成16年度中に総合食料局(旧食糧庁)における情報管理システムの業務・システム最適化計画を策定する。